

区 分	内 容		
退職手当 (県の規定に準ずる)	(支給率)		
	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	月分	月分
	勤続25年	月分	月分
	勤続35年	月分	月分
	勤続40年	月分	月分
	(その他の加算措置)		
	定年前早期退職特例措置		
	退職手当は、県の支給基準によって算定した額を基準として理事長が定める。		
	(平成16年度実績) 該当なし		
時間外勤務手当	(平成16年度実績) 1人当たり平均支給年額 280,280円		
区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,500円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		オ ア～エ以外の扶養親族	5,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成16年度実績) 1人当たり平均支給月額 24,166円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円)

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成16年度実績)	該当なし
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		(平成16年度実績)	1人当たり平均支給月額 8,000円

7 役員の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
下記参照			

・役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には支給することができる。